

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険料減免のお知らせ

新型コロナウイルスの感染症の影響により、次の要件を満たす組合員の方は、保険料が減免となります。

## ■対象者

次の①か②のいずれかに該当する方

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した、又は重篤な傷病を負った組合員
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、4月以降の連続する3ヵ月(※)の事業収入、不動産収入、又は給与収入(以下「事業収入等」という)のいずれかの収入が前年比で30%以上減少が見込まれる組合員(保険金等により補填されるべき金額は減少額から控除します)

\* 下記の計算方法により、(ア) ÷ (イ) が0.7以下となった場合が対象

(ア)：事業収入等の3ヵ月の合計 × 4

(イ)：令和元年の事業収入等

(※) 4月以降の連続する3ヵ月とは、令和2年4月～申請日前月までの任意の連続する3ヵ月分です。

## ■減免の期間

令和2年2月分～令和2年8月分保険料(医療分・介護分)を減額又は免除

## ■減免の金額

対象者①に該当する場合

- ・全額免除

対象者②に該当する場合

- ・組合員の事業収入等の減少率50%以上の時、保険料を全額免除
- ・組合員の事業収入等の減少率40%以上の時、保険料を75%免除
- ・組合員の事業収入等の減少率30%以上の時、保険料を50%免除

## ■申請方法

申請書を記入し、必要書類をつけて所属の支部事務所に提出してください。

[国民健康保険料減免申請書 \(PDF\)](#)

申請に必要な書類については、提出書類確認一覧表でご確認ください。

[提出書類確認一覧表 \(PDF\)](#)

## ■申請期間

令和2年7月1日～令和2年12月15日

## ■減免方法

減免期間の減免分保険料を支部より返金させていただき予定です。(9月中旬以降)

## ■減免の通知

保険料の減免が決定した組合員には保険料減免承認書を送付します。(9月中旬以降)

減免の対象とならなかった組合員にはその旨通知を送付します。

## ■お問い合わせ先

本減免に関するお問い合わせは、所属の支部、又は国保組合にてお受けいたします。

また、Q&Aを作成しましたので、お問い合わせの前にぜひご確認ください。

[国民健康保険料減免申請についてQ&A \(PDF\)](#)

埼玉土建国保組合 電話 048-864-4381 (受付時間9時30分～16時30分)